

令和2年（行コ）第10号 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等控訴事件

控訴人 広島市 外2名

被控訴人 高野正明 外84名

第4準備書面

2021（令和3）年2月12日

広島高等裁判所第3部 御中

被控訴人ら訴訟代理人 弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

本書面は、被控訴人ら第3準備書面「第3」に関する主張の補充（第1）と、控訴人ら第2準備書面「第4」に対する被控訴人らの反論等（第2）を内容とするものである。

第1 被控訴人ら第3準備書面「第3」に関する主張の補充について

同書面22頁において、被控訴人らは、「裁判所が求釈明事項2で整理するとおり、本訴訟における基本的な争点は、①被控訴人らがいたのが「黒い雨」（もともと色の問題ではない）降雨域であった可能性があったか、②「黒い雨」に放射性降下物が含まれていた可能性があったか、③含まれているとして健康被害を及ぼす可能性があったかであり、裁判所の整理は正当である。」と述べたが、正確には、本訴訟における基本的な争点は、①被控訴人らがいたのが「黒い雨」（もともと色の問題ではない）降雨域であったか、②「黒い雨」に放射性降下物が含まれていた可能性があったか、③含まれているとして健康被害を及ぼす可能性があったかである。

すなわち、上記①については、被控訴人ら第1準備書面14～15頁以下でも述べたとおり、控訴人らが「黒い雨」に遭ったことが、可能性ではなく、高度の蓋然性をもって認定される必要があるのであり、その認定に際しては、「宇田雨域、増田雨域及び大瀧雨域のいずれかに単純に依拠することなく、原告らが被爆当時又はその後、所在した場所を確定し、当該場所と宇田雨域、増田雨域及び大瀧雨域の位置関係を手がかりに、原告らがその当時所在した場所に「黒い雨」が降った蓋然性について検討の上、そうした蓋然性の有無及び程度を踏まえつつ、原告らの「黒い雨」に遭ったという供述等の内容が合理的であるかを吟味し、他に供述等の信用性を阻害すべき具体的事情がないかを検討した上で、個々の原告らが「黒い雨」に遭ったかを判断するのが相当である」ところ、「宇田雨域、増田雨域及び大瀧雨域の位置関係を手がかりに、「黒い雨」に遭ったと供述する者が所在した場所に「黒い雨」が降った蓋然性を検討するに際しては、①宇田雨域

については、少なくとも同雨域内で「黒い雨」が降ったであろうとの推論の限りにとどめるべきであり、宇田雨域以外の区域で「黒い雨」が降らなかったとの前提を立てるべきでないこと、②増田雨域については、他の同種の調査結果に比べて相対的に豊富な資料に基づいており、関係資料との整合性も首肯できることから、有力な資料として位置付けることができ、増田雨域に「黒い雨」が降ったことにつき相当程度の蓋然性を首肯できること、③大瀧雨域についても、その基となった調査に限界があるものの、これを相応に斟酌すべきであること、④以上の各雨域に含まれない地域についても、その故に、直ちに「黒い雨」が降った事実を否定すべきではなく、各雨域の外周線から若干外れた地域に所在した者についても、そうした事情を斟酌しつつ、当該供述等の信用性を慎重に吟味すべきことに留意すべきである」（以上、原判決298～299頁）。

そして、以上のような認定方法により、被控訴人らが「黒い雨」に曝露した事実が肯定され（上記①）、さらに、「黒い雨」に放射性降下物が含まれていた可能性があり（上記②）、健康被害を及ぼす可能性があれば（上記③）、「原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあった」として、被爆者援護法1条3号該当性が認められるのである。

第2 控訴人ら第2準備書面「第4」に対する反論等について

1 控訴人らの主張

控訴人らは、控訴人ら第2準備書面40頁において、①「第一審で敗訴判決を受けた結果、控訴審において新たな攻撃防御方法を提出せざるを得なくなるような場合には、必ずしも時機に後れたもの又は故意・重過失によるものとはいえないことがあるとされている（秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法VI・161及び162ページ参照）」とか、②「第一審判決の結果が、当事者の確信していたことと相違しているために、控訴審で新たな攻撃防御方法を提出する必要を生じた場合などには、重大な過失を認定することについて、特に

その点を斟酌しなければならないとされている（注解民事訴訟法(3)〔第2版〕501ページ参照）」とか、③「乙第79号証ないし乙第143号証はいずれも書証であり、直ちに取り調べが可能であるから訴訟の完結を遅延させるものではないし、このことは、被控訴人らも自認するところである」などとし、控訴人らの控訴審における主張・立証は、時機に後れた攻撃防御方法の提出とはならないと主張する。

2 上記②について

まず、上記②は「注解民事訴訟法(3)〔第2版〕」の記述に基づくものであるところ、これは攻撃防御方法の提出時期は原則として口頭弁論の終結のときであるという、随時提出主義を採用していた旧民事訴訟法時代の注解書である。

現行民事訴訟法156条は、旧民事訴訟法137条の随時提出主義を改め、「攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない」という適時提出主義を採用している。それに伴い、時機に後れた攻撃防御方法について規定する民事訴訟法157条についても、その規定内容自体は旧民事訴訟法139条と全く同じであるものの「旧法139条とはその趣旨を異にする。すなわち、旧法下では、本条は随時提出主義の例外を定めるものであったが、現行法では、本条は、適時提出主義の実効性を確保するための具体的な規律として置かれている」とされているのであり、「その結果、本条の解釈・運用のあり方にも変容を生じうるものである」（以上、秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅲ〔第2版〕371頁）と解されているのである。

よって、現行民事訴訟法157条1項の解釈を検討するにあたって、旧民事訴訟法の注解書の当該箇所が参考とされるべきものでなく、控訴人らの上記②の主張は失当である。

3 上記①について

(1) まず、秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅵの当該部分は、「第一審で敗訴判決を受けた結果、控訴審において新たな攻撃防御方法を提出しな

ければならない場合も想定されるが、この場合は、必ずしも時機に遅れたものまたは故意・重過失によるものといえないことがある。」との控訴人ら引用の記述に続いて、時機に後れたものまたは故意・重過失とはいえないとされる具体的な事例として、「例えば、裁判所が偽証をした証人の証言に基づき事実を認定した場合、敗訴当事者からみれば、偽証であることがあまりに明確であるから、それが信用されるとはまったく予期していなかったときは、その証人が頼まれて偽証したことを立証するため新たに証拠方法を提出することも認められよう。さらに、原審に提出した準備書面に記載した主張で、裁判所が必要ないとしたため陳述することができなかった場合に、控訴審でそれを陳述することができなかった場合に、控訴審でそれを陳述する場合も本条による却下はされない。」との記述がある。

しかし、以下に述べるとおり、これら具体的な事例は、いずれも本件訴訟とは全く事例を異にするものである。

- (2) この点、前述のとおり、現行民事訴訟法156条は、適時提出主義を採用することを明らかにしている。そして、現在の民事裁判手続は、一般的に、弁論準備手続により争点整理を行い、採用された人証については相手方の反対尋問権を保障することを目的の一つとして陳述書を作成提出し、集中証拠調べにより尋問を実施して弁論を終結する流れで行われている。

本件訴訟では、社会的注目を集める集団訴訟であることから、非公開の弁論準備手続こそ行われていないものの、口頭弁論期日に併せて進行協議期日が開催され、その中で実質的には争点整理が行われてきた。具体的には、被控訴人ら第1準備書面32～35頁、第2準備書面3～4頁及び第3準備書37～38頁で主張したように、原審において、被控訴人らが、控訴人らに対し、再三再四放射線の人体影響に関連する論点について反論等を求めただけでなく、原審裁判所も、控訴人らに対し、原爆による放射性降下物（放射性微粒子）の降下の機序、放射性微粒子を含む「黒い雨」降雨域の範囲、「黒

い雨」による放射線の人体影響といった本件訴訟の総論的争点について、進行協議期日において積極的に釈明権を行使して複数回にわたり主張・立証を求める等して、争点整理が行われ、その結果を踏まえ、被控訴人らの申請の専門家証人及び被控訴人ら本人の尋問が集中証拠調べとして行われた。

以上のとおり、原審において、本件訴訟の総論的争点について充実した審理がなされてきたことは、その経緯からしても明らかであり、本件訴訟の総論的争点について、控訴審で新たに証拠方法の提出や主張の提出を認める必要性はなく、その意味で、本件訴訟は、前記(1)記載の具体的な事例とは全く事例を異にすることは明らかである。

- (3) 確かに、本件訴訟の総論的争点は、専門的な科学的知見に関するものである。しかし、「その場合も裁判所からその点について釈明がなされているようなときは、重過失が認められ」（秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅲ 375頁）とされているのであるから、控訴人らが、本件訴訟の総論的争点について、原審の集中証拠調べまでの間に、専門家証人の人証申請をすることはおろか、今般大量に提出してきたような書証を追加して提出することすら怠ってきたことが免責されることはない。

つまるところ、控訴人らは、原審裁判所が積極的に釈明権を行使する等したにもかかわらず、裁判所の心証を読み間違えたのであるから、控訴審で救済されて然るべきであると主張したいのであろうが、それは、控訴人らが、過度の先例尊重主義に陥っていたか、あるいは、裁判所にもたれ掛った訴訟活動を繰り返していたことによる根拠のない楽観主義に立っていたかのいずれかに過ぎず、これをもって、控訴人らに故意又は重過失がないとは到底いえないことは明らかである。

- (4) また、時機に後れたかどうかについても、本件訴訟のように、裁判所による積極的な釈明権が行使され、それを踏まえて集中証拠調べが実施されたような場合、「その後に攻撃防御方法を提出すれば、特段の事情のない限り、

時機に後れたものと認められる」とされているのである。

なお、本件訴訟のような「行政訴訟においては、当事者が実質的にみて対等な立場にあるとは考えられない点に鑑み、原告側の攻撃防御方法の提出が時機に後れたものといえるかについては慎重な検討が必要である」（以上、秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅲ 376～377頁）とされているが、控訴人ら行政側の攻撃防御方法の提出について、そのような配慮をする必要がないことは論を俟たないことである。

(5) 以上のとおりであるから、控訴人らの上記①の主張は、失当である。

3 上記③について

(1) 確かに、書証は直ちに取り調べが可能である。

しかし、書証を含む新たな証拠や「主張の提出は、相手方が自白して争わない場合やすでにされた証拠調べで認定できる場合を除き、新たな争点整理や証拠調べを通常必要とし、その結果として訴訟の完結が遅れることが多い」のであり、例えば「即時に取調べが可能で在廷証人の申請などが常に完結を遅延させないとはいえない」のは、「相手方に対する不意打ちとなり、反対尋問の準備や反証の提出が必要となる場合もあるからである」（以上、秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅲ 383～384頁）とされている。

このように、たとえ書証の提出であっても、反対当事者の反駁の機会は当然に認められなければならないのであって、その結果として訴訟の完結が遅れる場合も、訴訟の完結の遅延に含まれることになるのである。

(2) 本件において、被控訴人らが、時機に後れた攻撃防御方法の提出であるとして却下することを求めているのは、控訴人らの控訴理由書の第3（48～126頁）で述べられている事実主張及び当該主張に関連して提出された証拠（乙79～乙143）、第1準備書面の「別添 原判決が依拠した放射線被曝による健康影響に関する考え方の誤り」における主張、それを要約した同書面43頁6行目から44頁16行目までの主張及び当該主張に関連する

証拠（乙161ないし乙181），並びに酒井一夫氏ら連名意見書（乙160）及び当該証拠に基づく第1準備書面55頁下から2行目～58頁10行目までの主張の提出に加え，今般提出された第2準備書面において主張されているこれらの主張と同旨の主張の提出である。

被控訴人ら第2準備書面5頁及び第3準備書面38頁以下で述べたとおり，被控訴人らとしては，原審が示した被爆者援護法1条3項の解釈を前提とした場合，上記証拠（乙79～乙143，乙160～乙181）の内容の当否が本件訴訟の総論的争点に関する判断に必要なものとはいえないと考えている。しかし，仮に，上記証拠内容の如何が上記総論的争点の判断に必要なのであれば，上記証拠内容及びそれに基づく上記主張について，被控訴人らも，書証の提出や専門家証人の尋問等によって反駁する必要があると考えている。

よって，仮に，上記証拠内容の如何が上記総論的争点の判断に必要なのであれば，反対当事者である被控訴人らに，書証の提出や専門家証人の尋問等によって反駁する機会は当然に認められなければならないのであって，控訴人らが主張するように，「書証であり，直ちに取り調べが可能であるから訴訟の完結を遅延させるものでない」ということはあり得ないし，「今後の立証活動による訴訟の完結を左右するのは，基本的には，専門家証人の当審における採否及び採用される場合の尋問時期に集約される」ということもないのである。

- (3) 以上のとおりであるから，控訴人らの上記③の主張もまた失当であるというほかない。

以上